事例No.	106
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	京都府

事例区分	第三セクター

タグ	・社団法人・財団法人

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（その他）

事例内容・タイトル

民事再生手続による債務整理

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	民事再生手続による債務整理
団体名	京都府
法人名	(一社)京都府森と緑の公社

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	2,574,842
標準財政規模(百万円)	542,927
財政力指数	0.56713

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

京都府	10(75.0%)
15 市	2.5(18.7%)
11 町村	0.74(5.6%)
その他	0.10(0.7%)
役職員数(人)	9

[経営状況]

(単位:百万円)

経常収益	187
経常損益	64
当期純損益	▲4,506

資産	105
負債	4,598
純資産	▲4,493

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

京都府森と緑の公社は、京都府内において森林の整備等森林及び林業に関する事業を実施することにより、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の造成並びに緑化の推進を図り、もって農山村の振興及び府民福祉の向上に寄与することを目的として、京都府、京丹後市、京丹波町などによって昭和 42 年に設立され、分収造林や森林の経営、森林の管理及び施業の受託に関する事業を実施し、府内の森林整備に中心的な役割を果たしてきた。





1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

当該事例は京都府森と緑の公社を民事再生手続により債務を清算した事例である。

具体的には山村地域の所得の形成や雇用の創出、森林の公益的機能の維持に貢献してきた当該法人の各種事業について、分収造林事業の構造的な課題により累積債務が拡大し続けていたことから、これを解決するために債務の清算について検討し、民事再生手続を実施、抜本的な対策として法人を解散、債務については京都府が債権放棄するとともに損失補償契約により弁済した。

2．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

戦後の拡大造林施策に基づき、国策として進められた分収造林事業だが、森林の育成には長期間を要するにもかかわらずその経費のほとんどを借入金に依存し、保育経費を含めれば赤字となる場合であっても収益のみを分収する片務的な契約であった。また、木材価格の大幅な下落などにより施業実施のための借入金の累積債務が年々膨らむという問題が生じており、これ以上問題を先延ばしに出来ない状況であった。これまで守り育ててきた 4,500ha に及ぶ森林の公益性を考え、それに要してきた経費であることを思えば、この債務を府が負担し清算せざるを得ないとの判断により民事再生手続を実施、債務を清算した。

この取組については、平成 13 年度の包括外部監査を受けて平成 18 年度に公社のあり方検討会を設置、平成 23 年度から庁内における経営戦略会議を開催、平成 24 年度の 2 月議会で知事が公社債務を清算することを表明した。

＜長期借入金等の状況＞（H26.6.5 民事再生申立時）　　（単位:百万円）

借　入　先	借入金額	経過利息	合　計
金融機関(3)	17,856	162	18,018
京　都　府	4,894	0	4,894
計	22,750	162	22,912

＜経営改善の取組＞

計画変更	・H14 に全体計画を縮小(6,000ha→4,800ha) ・H16 で以降の新植を中止
体制見直し	・事務所の統合 3→1（H17、H22） ・人員削減 H17～20 で 4 名減

3．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

①主要な課題・論点について

（ⅰ）公社の債務はどのように清算されるのか

（ⅱ）もっと早く、債務が大きくなるまでに処理できなかったのか

②課題・論点解決に向けての検討内容について

（ⅰ）森林の公益的機能を維持するため、債務整理後は森林を京都府に引き継ぐこととし、公平性・透明性の観点から裁判所の関与を得て進める民事再生手続とした。

（ⅱ）公社造林は国策として実施したものであり責任の一端は国にもあることから、抜本的な対策の早期実現を国に強く要請し、人員削減、低利資金への借換等の経営改善の努力を続けてきた。

③決定された取組方針（解決策）とその決定理由について

（ⅰ）裁判手続として破産手続であれば、分収林が換価処分されてしまう可能性が大きいため、弁済は民事再生計画に基づき、金融機関には現金を、京都府には森林資産を代物弁済し、残額は免除を受ける。京都府は金融機関の弁済残額と遅延利息を損失補償し、京都府の債権残額については権利放棄する。

３．取組の具体的内容（つづき）

（ⅱ）債務縮減のため、

・公庫資金の低金利資金への借換え（H11～H19：3,635 百万円）

・公庫資金の繰上償還（H17～H19：491 百万円、H22～H25：506 百万円）

・京都府資金貸付（H20～H25：4,894 百万円）

を実施した。

責任の一端は国にもあるとし、国への要請活動を行い償還金の借換え措置と第三セクター等改革推進債の延長などが実現した。また、当初は想定できなかった木材価格の下落（ピーク時の 1/4）と住宅需要の低迷で収益が見通せない状況になったため見込まれる府民負担を極力減らすことに全力を挙げた。

(2)取組の具体的な進め方

①取組の推進体制等について

公社は平成27年3月31日で解散したが、それまでに公社が契約している分収林について、京都府が継承するための条件を整理したうえで森林所有者と契約変更を実施、また公社は民事再生申立を行い裁判所の審議を求めるとともに金融機関への弁済を実施した。それに併行して京都府では平成26年度の12月議会で損失補償予算、権利放棄などを議決、公社解散に併せて金融機関への損失補償を行った。公社解散後も清算事務が残るため清算法人として清算人を1名おき、事務を執行した。

②関係者との調整内容・調整過程等について

公社の森林経営では、植栽から伐採までの経費負担を公社が賄った上で収益を分収する契約であったことから、契約期間全体の収支が赤字でも所有者には必ず収益が配分されるという片務的な契約であったが、森林の保育経費を土地所有者にも負担を求めるということで事業地毎に交渉を行い、全箇所について、他県でも例のなかった変更契約を一年半のうちに締結した。

また、税金での破綻処理は府民の理解が得られないことから、弁済の負担額が出来るだけ少なくなるように関係者との調整を進め、金融機関からは遅延損害金の減額、国からは起債の延長による第三セクター等改革推進債の活用認可を得て65億円の利子を11億円にまで減らした。

③取組のプロセス（スケジュール）について

H23.10.31	経営戦略会議で公社問題を議論（第 1 回～5 回）（～H24.12.28）
H25.4	所有者との契約変更等交渉開始
H26.6.5	民事再生手続の申立
H27.1.13	債権者集会（裁判所主催）
H27.2.10	再建計画の認可確定
H27.3.31	公社解散（清算法人へ移行）
H27.10.13	京都地方裁判所による再生手続終結決定
H28.4.27	公社の清算結了総会（法人格消滅）

4．取組の効果

府民負担を増やさないために森と緑の公社は平成 27 年 3 月 31 日に解散した。その際公益的機能の維持・増進の観点から京都府が管理することが最も適切と判断されることから、民事再生手続により京都府への事業譲渡が行われた。

京都府では事業地の収益性の再点検により施業を森林の状況に合わせて限定し、さらには森林施業の実施は必要最小限にとどめるなど徹底したコスト削減を実施、最低限の府民負担により 4,500ha の森林を適切に維持管理している。

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

・ 森と緑の公社から移管された森林については行政で管理を実施。公社管理に比べて負担を軽減するために以下の取組を実施し、効率的な経営を行う。
①収益性により「経済林」「環境林」に区分し、経済林では利用間伐による収益を得ながら適切に森林経営を進め、環境林では最小限の森林整備を実施する。
②公社から移管される以前の府有林も含めて、保育経費等を収益から差し引いた上での分収契約に変更し、所有者にも保育経費の一部を負担いただく。

・ 公社から移管された森林と従来からの府行造林地をあわせると府内 2 番目の大規模森林所有者となるが、一括管理による業務の効率化を図り、着実な森林経営を進める。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

・ 公社林の移管を受けるに当たって、契約を抜本的に見直した。「収益の見込める森林は売却額から今後の保育経費を差し引いて分収もしくは有償で譲渡」、「収益の見込めない森林は環境林として管理」、「所有者が希望する場合には所有者に返還」することとし、すべての事業地で個別に説明を実施のうえ 277 事業地のうち 250 事業地を京都府に移管した。
・ 事業の移管にあたって事業地の契約変更の事務手続が必要となったが、実際に手続を開始したのは民事再生の方針が決定してからとなった。一方で、期限を公社の解散までとしていたため、約 1 年半で 250 箇所の契約変更をとりまとめることとなったが、相続人の間の遺産分割の協議が必要な事例や、相続整理が必要で時間を要する事例などがあり、綿密な行程管理のもとに事務を進めた。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	京都府林務課	連絡先	075-414-5018